

◇ この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇ 今後、訂正・削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○ 義家委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
質疑を続行いたします。階猛君。

○ 階委員 前回の質疑に引き続きまして、法務大臣の資質を問いたいと思います。

前回の私の質疑の中で、黒川氏が罰金刑を受けたことに関し、約六千万円の退職金について自主返納を求める交渉をするつもりはないのかということをお尋ねしました。

これに対する大臣の答弁は、黒川氏は既に退職していて、人事上の処分を改めて行うことができないので、自主返納の交渉すらしないということを改めていました。

法律上、退職後に人事上の処分ができるのは分かっておりますので、強制返納ではなく、自主返納の要請をしないのかということを尋ねているわけです。

なぜ自主返納を求める交渉すらしないのか、前回、答弁がはつきりしませんでしたので、改めて確認させてください。

○ 上川国務大臣 ただいま、退職手当を自主返納するかどうかにつきまして、私自身が大臣として求めるべきではないか、こういう御質問だと思します。

この点につきまして、先回も答弁をしたところでございますが、退職手当を自主返納するかどうかは、まさに本人が判断すべきものというふうに考えております。私自身が今の立場でそのことについて求めるという行動につきまして、これはあくまで本人の判断という事柄であると考えております。

○ 階委員 別に、直接返還を求めよと言っているわけではなくて、しかるべき人にその交渉に当たらなければいいと思ってますけれども。要は、言いたいことは、法的根拠がなければ自主返納の要請ができないというのはおかしいと思うんですね。コンプライアンスというのは、法律に照らして正しかどうかだけじゃなくて、社会常識に照らして、社会の要請に応えるような組織とするために何をするべきかということを考えなくちゃいけないと思うんですね。

○ 階委員 受け止めるだけではなくて、行動に移していくいただきたいんですよ。過去には、別に刑罰を食らったわけでもないのに自主返納している人もいますよ、幹部の方々で、法務省じやないですけれども、財務省であつたり、元国税庁長官であつたり。そういう当たり前のことをしてくださいと言っているわけです。

それで、今回、少年法改正案に関連しますけれども、後で触れますけれども、十八歳、十九歳の特定少年については、罰金刑以下の罪も検察送致の対象にしていますよね。つまり、これからは、単純賭博罪を犯した十八歳、十九歳も検察の訴追対象になるわけですよ。その訴追する側の検察の幹部が単純賭博罪を犯して、これを当初、検察は訴追せずに、起訴猶予としていました。十八歳、十九歳の若者に罰金刑を科すというのであれば、まず隗より始めよで、黒川氏には厳しく対応すべきじゃないですか。この点からも、黒川氏に退職金の自主返納を求めるべきだと思いますよ。

受け止めるだけじゃなくて、やつてください。

それは大臣がリーダーシップを取つてやらないと、多分、あの方の部下であつた人たちには到底できないと思いますので、大臣がリーダーシップを取つて、自主返納を求める交渉をしていただけませんか。大臣、お願ひします。

○ 上川国務大臣 階委員から、今の社会の要請に照らして考えると、階委員のお言葉でいきますと、自主返納はすべきである、こういう御意見だとうふうに思います。その御意見については、受け止めさせていただきたいと思います。

○ 上川国務大臣 階委員から、今の社会の要請に照らして考えると、階委員のお言葉でいきますと、自主返納はすべきである、こういう御意見だとうふうに思います。その御意見については、受け止めさせていただきたいと思います。

それは大臣がリーダーシップを取つてやらないと、多分、あの方の部下であつた人たちには到底できないと思いますので、大臣がリーダーシップを取つて、自主返納を求める交渉をしていただけませんか。大臣、お願ひします。

それは大臣がリーダーシップを取つてやらないと、多分、あの方の部下であつた人たちには到底できないと思いますので、大臣がリーダーシップを取つて、自主返納を求める交渉をしていただけませんか。大臣、お願ひします。

明確にお答えください。

○上川国務大臣 ただいま冒頭に申し上げたことの繰り返しでございますが、本人が判断をすべきものでござります。退職手当の自主返納という大変、こういうことでござりますので、本人が判断すべきものというふうに考えております。それは、本人がもうもろの社会の要請ということに照らしてしつかりと判断するということであるというふうに考えます。

○階委員 であれば、本人の自覚をまちたいと思いますけれども、これはインターネットで全国で見られますからね、当然、黒川氏も見ていらっしゃるでしょう。それで返納しないということであれば、検察組織というは何なんだと。少年には賭博罪で罰金を科しておきながら、自分たちの上司は起訴猶予にしておいて、いざ罰金刑になりましたといった場合でも、過去にもらつた退職金は自主返納もさせず、そのまま受け取つていていますということだと思いますよ。

これ、自主返納、恐らく、私は、黒川氏も、検

察のあそこまで幹部に上り詰めた方だから、当然自覺を持つて返納されると思っています、信じています。もし返納されることがあつたら、ちゃんとこの場で報告していくべきなんですが、そこをお約束できますか。

○上川国務大臣 私、国会のいろいろな御質問に対しましてはしつかりとお答えをするというそうした立場で臨ませていただきております。これはいかなることともそうでございます。

○上川国務大臣 ただいま冒頭に申し上げたことの繰り返しでございますが、本人が判断をすべきものでござります。退職手当の自主返納という大変、こういうことでござりますので、本人が判断すべきものというふうに考えております。それは、本人がもうもろの社会の要請ということに照らしてしつかりと判断するということであるというふうに考えます。

○階委員 であれば、本人の自覚をまちたいと思いますけれども、これはインターネットで全国で

先回の御質問に対しても、自主返納しているかどうかという部分につきましても、その旨お伝えをさせていただきました。御質問にはお答えいたしました。

○階委員 ということは、今後、もし自主返納したという場合であれば、ちゃんとそれは国会に報告していただけるということでお答えします。

○上川国務大臣 御質問ということでよろしいですか。仮定の御質問でございますが、この立場にある者としては、御質問に対してもお答えをするということだと思います。

○階委員 一々聞かせないでください。

自主返納されるのは本人の意思だと言っているわけだから、自主返納した、今後したということがあれば、報告してください。別に、大臣からじやなくとも結構ですから、事務方からでも結構ですから、国会に報告していただくことを約束していただけますか。

○上川国務大臣 今の御質問に対しては、そのように対応いたします。

○階委員 はい、承知しました。

それと、検察に対する国民の信頼を損ねたのは、黒川氏が賭博罪で刑事処分を受けたことにとどまらないんですね。一緒に賭けマージャンを行つたのが報道関係者だったわけです。検察とマスコミの癪着によつて捜査情報が漏えいしているのではないかという疑惑も検察への信頼を損ねたと思ひます。

また黒川氏に加え、菅原元経産大臣についても、検察の起訴猶予処分が検察審査会によつて覆され

ました。検察の訴追権限の行使が公正中立に行われていないのではないか、そういう疑惑も検察への信頼を損ねています。

信頼回復のためには、こうした疑惑を晴らす必要があると思います。そのためには、黒川氏の略式起訴に関する先行報道の情報源について内部調査をしたり、国会に対してもマスコミに対するのと同等以上の情報開示をしたり、不起訴記録は積極的に開示したりすべきだと思います。

ところが、大臣が決裁して当委員会の理事会に提出された回答、今日の資料四ページ目から六ページ目にかけてつけさせていただきましたけれども、これはいずれもやる気が見られないわけです。

大臣が本気で検察の信頼回復を図るつもりがあるのでしたら、黒川記事に関する情報源の内部調査、国会へのマスコミと同等以上の情報開示、不起訴記録の積極開示、この三つを検察に行わせるべきだと思います。大臣の見解を伺います。

○上川国務大臣 ただいま紙に、配付していただいているところでございますが、その上で申し上げるところでございますけれども、検察当局におきましては、従来から、捜査上の秘密の保持につきまして格別の配慮を払つてゐるものというふうに承知をしております。

他方、報道各社につきましては、独自の取材活動に基づいて得た様々な情報につきまして、報道機関各社の判断において記事にしているものと思われます。報道機関におきましていかなる取材、情報に基づいて当該報道を行つてあるかについては承知をしていない、こういうことにつきまして

は先回も報告したとおりでございます。

御指摘のように、特定の報道の報道経緯またその根拠につきまして調査等を行うということでございますが、報道機関の取材の自由等に対する影響があり得るのみならず、捜査、検察当局の活動を不当に制約することとなりかねない、そしてまた、事件関係者等の行動の自由また防御活動に不当な影響を及ぼしかねないなどの問題があります。

一般的には相当でないものと考えております。今回の一連の報道の経緯また根拠につきまして捜査を行うかどうかにつきましては、まさに法と証拠に基づく捜査機関の判断でありますし、また、調査を行うことについては、今申し上げたような理由から、考えておりません。

○階委員 今述べられた点は、山花委員からも前回指摘があつたところで、理事会協議事項にもなっていますので、ここは改めてお聞きしたいのですが、私が申し上げた残りの二つですね、要するに、資料五ページ目でいう、検察がマスコミとの間で行つたブリーフィング等の記録を提出すること、つまりマスコミに出した情報は国会にも出してくださいということです。それから、資料六ページ目で、不起訴記録についてもつと開示すべきだということで、開示方法をちゃんと示せといふこと。この二つについても消極的な回答しかされていませんよね。こうしたことをちゃんとやらないと、検察の信頼回復につながりませんよ。

不起訴記録につきましては、関係者の名誉、プライバシー保護の観点とともに、将来のものも含められた捜査、公判に対する不当な影響を防止するため、刑事訴訟法四十七條によりまして、原則として公開が禁じられているところでございます。

他方で、同条のただし書によりまして、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りではないとされているところで

本当に検察の信頼回復、やる気があるんですか。

そこを問うてあるんです。お答えください。

○義家委員長 上川法務大臣。速記を止めてください。

#### 〔速記中止〕

○義家委員長 速記を起こしてください。  
上川法務大臣。

ございます。

その上でございますが、不起訴記録の開示の可否につきまして、個別の事案ごとに公益上の必要があつて相当と認められる場合に該当するか否かにつきましては、諸般の事情も踏まえまして個別に判断することとなるものというふうに承知をしております。

○階委員 これは大臣が決裁した回答なんですが、個別事件の公表の在り方については、これは検察当局において判断すべきものというふうに考えておりまして、改めて調査をするということについては、先ほどのとおりでございます。マスコミと検察との間で行つたブリーフィング等の資料ということでございますが、これは記者会見の内容に係ることでございますが、行政文書として作成、保存されているものではないというふうに承知をしております。

それから、四点目についての、不起訴記録の開示についてということでございますが、ちよつと失礼します。五点目の、国会議員から求めがある場合の不起訴記録の開示方法ということでござります。

もう一つ、検察に対する国民の信頼を損ねてい

る事案、これも言わなくちゃいけないんですけども、河井前法務大臣とその夫人の選挙買収事件について、克行氏は、公判、犯罪事実を認め、案里氏については有罪判決が確定しているにもかかわらず、必要的共犯である買収を受けた地方議員らについては、いまだ刑事処分がどうなつたのか当局は明らかにしていません。被買収者は、有罪となれば公民権が停止されて、選挙運動も禁止されるわけです。ちょうど明日から選挙無効となつた案里氏の補欠選挙が始まるわけです。再び選挙の公正が害されないように、選挙が始まる前に、起訴するのかしないのか、結論をはつきり示すべ

きだと思います。

三月十日にこの委員会で今のことと指摘して、大臣からは、指摘されたことの意味については、私は自身は受け止めさせていたとの答弁がありました。受け止めた結果、今までの間、何か行動を起こしましたか。お答えください。

○上川国務大臣 お尋ねの件でございますが、まさに捜査活動の活動内容に係る事柄でございましたて、お答えにつきましては控えさせていただきたいと存じます。

○階委員 結局、信頼回復のために何もしていなじやないですか。だから、法務大臣の資質はどうなんだと問うているわけですよ。

法務大臣は、先日も言いましたとおり、検察庁法第十四条、ちょっとお断りしますけれども、三月二十四日にこの委員会で十四条一項と私が申し上げたのは誤りです。十四条、これは一項、二項ありませんので、十四条です。検察庁法十四条に基づいて、法務大臣は、検察官の事務に関して、検察官に対する一般的指揮権を持つているわけです。この行使について、その二十四日の当委員会において、大臣は、条文に照らして、抑制的に、しかししっかりと考へながら行動してまいりたいといふふうに答弁しています。

民主主義の基盤である選挙の公正が害されることはあつてはなりません。そして、再び選挙の公正が害される危険がある中で、大臣が検察の代弁者ではなくて国民の代弁者であるのであれば、指揮権行使するなりして、選挙が始まる前に、起

訴するかしないのか、結論をはつきり示してもらいうようにするべきではないですか。お答えください。

○上川国務大臣 ただいま御指摘いただきました、念頭に置かれている案件の処理ということでござります。

まさに捜査機関の活動内容に関わる事柄であるということでござりますので、お答えにつきましては差し控えさせていただきたいと存じます。

なお、個人の政治活動、あるいは選挙運動に関するにつきましてコメントする立場にはないところでございますし、また、法務大臣としてお答えしかねるということについては御理解をいただきたいというふうに思います。

○階委員 一方で、河井前法務大臣は自らの罪を認めしており、河井案里氏は有罪が確定しているわけです。必要的共犯ですから、そのもう一方の被買収者側も極めて有罪である確率が高くなっています。

ただ、最終的に処分するかしないか、これは検察の判断ですけれども、処分しないならしない、するならするではつきり示してもらわないと、これから行われる選挙というのは、本当は関わつちやいけない人が関わっているんじやないかという疑惑を招きますよ。そういう選挙の公正を取り戻すための選挙なのに、選挙の公正に疑いを生じさせるようなことを検察がやっているわけですよ。

○上川国務大臣 ただいま、一連の具体的な事件に対しまして、その捜査に関する御質問ということがあります。

捜査機関の活動内容に関わる事柄でござりますので、お答えにつきましては差し控えさせていただきたいたいというふうに思っております。

○階委員 私、少年法の中でも、今言つた選挙の公正の話であるとか、罰金刑の話であるとか、これは新たに改正の中で盛り込まれているから、あえてここで聞いているわけですよ。そこをきちっとやらないでいて、この改正案を国会で審議しようとやられて、我々としても、にわかには応じられないですよ。まずは隗より始めよじやないですか。しっかりと選挙の公正とかを守る、あるいは罰

指示すべきでしよう。こんなこともやらないんでですか。

しかも、今回の少年法の改正案の中でも、今申し上げた選挙犯罪について、これも、特定少年については原則逆送規定を設けているわけですよ。これは短期一年以上でもないにもかかわらず、選挙犯罪については一定の場合ですけれども、これは選挙の公正への影響を考えて、選挙犯罪については原則逆送にしてたりするわけですよ。

それほどこの改正案の中でも選挙の公正ということを重視しているんだったら、まさに今選挙の公正が害されそうな事態があるわけだから、その疑惑を払拭するためにも、さつき言つたように、被買収者側の処分、どうするのか、はつきりすべきでしよう。はつきりさせてください。お答えください。

○上川国務大臣 ただいま、一連の具体的な事件に対しまして、その捜査に関する御質問ということがあります。

ただ、最終的に処分するかしないか、これは検察の判断ですけれども、処分しないならしない、するならするではつきり示してもらわないと、これから行われる選挙というのは、本当は関わつちやいけない人が関わっているんじやないかという疑惑を招きますよ。そういう選挙の公正を取り戻すための選挙なのに、選挙の公正に疑いを生じさせるようなことを検察がやっているわけですよ。

検察の代弁者じやないと言つたら、ちゃんと、処分をはつきりさせろ、不起訴なら不起訴、起訴なら起訴、はつきりさせろ、こういうふうに

金刑も含めてコンプライアンスをきちっとする、これをやらないと、この改正案自体、説得力を持たないと思いますね。

そして、法案の原則逆送の話がこれまでも話題になつてきました。

私のつけている資料の一ページ目、二ページ目ですけれども、今回、新たに原則逆送に加わるのが、一ページ目の太い線から下の部分と二ページ目の太い線から上の部分。

いろいろな罪名、見慣れたものも見慣れていないものもあるわけですが、調査室の資料によると、令和元年十二月から令和二年二月までの間に特定少年が犯して家裁送致されたものは、今の罪の範囲で、四十九件あるそうです。このうち、強盗致傷が十件、強制性交等が十六件、強盗が十四件で、これだけで八割以上を占めるわけです。しかも、先ほどの大口委員の質疑で明らかなどおり、強盗罪については犯情を十分に考慮して逆送の当否が判断されるということですから、原則逆送によって従来と大きく変わる部分というのではなく、たくさんある罪の中で、強制性交等の罪だけということにならぬのでしょうか。もし、そうであれば、強制性交等という罪だけ原則逆送とすればよかつたのではないか。短期一年以上の自由刑を一律に原則逆送とする必要はないのではないかと思いますが、なぜ一律に原則逆送とする必要があるのか、お答えください。

○上川国務大臣 今回の原則逆送事件の範囲の拡大ということにつきましては、今回の少年法の改正におきましての、重大な犯罪を、罪を犯した場

合については、少年であつても刑事処分の対象となるという原則を明示するということでございまして、現行のその考え方によつては、重大な犯罪に及んだ場合ということで、広く刑事責任を負うべきもの、こういう観点から、対象とする範囲を死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役、禁錮に当たる罪を加えるということにしたところでございます。

その対象とする事件の範囲につきましては、刑法上、権利保釈の除外事由等でも用いられております死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役、禁錮に当たる罪の事件とし、例えば強制性交等罪、今委員から御指摘いただいたところでございますが、五年以上の有期懲役、また、現住建造物等放火罪、これは死刑又は無期若しくは五年以上の懲役といふことでございます。また、強盗罪につきましては、五年以上の有期懲役等の事件を対象とするということが、犯罪の類型的な重大性を表す法定刑、また、これに該当する個々の犯罪の性質等に照らしても適当であると考えられるところでございます。

○階委員 短期一年以上の自由刑を一律原則逆送とすることによって、ほとんど必要のないものも含んでいるんじやないかという問題意識なんですが

よ。

それで、今日お配りしている三ページ目、先ほど申し上げましたけれども、特定少年の選挙犯罪、これは六十三条の二項に原則逆送のいわば特則的な条文があるわけです。ここは、まさに特定の犯罪類型に着目して、かつ、選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合という要件を付加した上で原則逆送としているわけですね。こ<sup>は</sup>は短期一年未満の自由刑も含まれるわけですよ。

こういう、一律に何年以上という罪を対象にするんじやなくて、必要があるものについて必要な要件を加えた上で原則逆送の範囲に加えていくと、いうような発想の仕方が私は合理的だと思いま<sup>す</sup>けれども、なぜこういうやり方をしなかつたんですか。

○上川国務大臣 考え方、アプローチにつきましては、いろいろなアプローチの仕方があろうかと思います。今委員から御指摘いただいたように、原則逆送の対象とする事件に関して個別の罪ごとにその当否を検討する方法、こういったことについても一つの考え方であると。

この点につきましては、法制審議会におきましても議論をされたところでございます。そしてその中で、相互のバランスを欠いた恣意的な選択とならないようにするためには、いかなる罪を除外し、あるいは追加するかの判断の基準を適切に定めることが前提となるものの、個々の罪がそれに該当するか否かを一義的に判定し得る形で適切な内容の基準を定めることは極めて困難である、こうした御指摘がなされまして採用されなかつたも

のと承知をしております。

その意味で、制度設計上の課題が多いものとうふうに考えております。

○階委員 恐らく、法制審議会の中ではこの六十三条のことは頭になかったと思うんですよ。とい

うのは、この六十三条というのは今回いきなり作られた条文じやなくて、公職選挙法を平成二十七年に改正するときに附則として入れられているものなんですね。この附則を作るとときは、さつき御質問されていた北側先生なんかが立案していたと思ふんですけれども、まさに特定の犯罪について必要性があるかどうかということを考えて、要件も、選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合というのも付加した上で原則逆送の特則を設けているということだったわけです。

こういう立法例があるわけだから、さつき言つたような一律にやる必要はないじゃないですか。

こういう立法例がない中で、ゼロベースで作るなら分かるんだけれども、既にこういう立法例があるわけだから、むしろこちらに合わせて法律を考えるのが普通だと思いますよ。これまでの議論つて、全くそういうことを考えていいなかつたんですよ。お答えください。

○上川国務大臣 ただいま少年法の六十三条に係る御質問がございました。

六十三条において規定していることとされるい選挙犯罪等についての特例ということでござりますが、現在、平成二十七年六月成立の選挙権年齢の引下げに係る公職選挙法等一部改正法附則第五条第一項及び第三項に規定されているものを少

年法に移すというものでございます。

そもそも、これらの特例でございますが、十八歳及び十九歳の者が選挙権年齢の引下げにより選挙権を有することとなる一方で、少年法の適用対象とされているということから、選挙の公正確保と少年の保護の均衡を図るために、当分の間という

規定を、措置を定めたものでございます。

具体的には、連座制に係る事件につきまして、罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、家庭裁判所は原則として検察官送致決定をしなければならない、その他の公職選挙法及び政治資金規正法の罪の事件についても、家裁、家庭裁判所は、検察官送致決定をするか否かの判断に当たりまして、選挙の公正の確保等を考慮しなければならないとしているところでござります。

今回の改正におきましては、この公職選挙法等一部改正法附則第十一条の規定に基づきまして、選挙権年齢の引下げ等を踏まえて少年法について検討した結果として、罪を犯した十八歳及び十九歳の者について、引き続き少年法の適用対象とし、全件を家庭裁判所に送致した上で、家庭裁判所が原則として保護処分を行うこととしており、また、原則逆送の対象事件につきましては、先ほど来的議論のテーマになつておりますが、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役、禁錮に当たる罪の事件とすることとしているところでございます。

そこで、引き続き選挙の公正確保と少年の保護の均衡を図る観点から、十八歳以上の少年に関する措置として、検察官送致決定に関して、選挙犯

罪等についての特例を設けることが適当であると考えられたことから、先ほど来の公職選挙法の附則第五条の削除と、あわせて、少年法の第六十三条に所要の規定を置くこととしたものでございます。

○義家委員長 申合せの時間が過ぎておりますので、階議員、おまとめください。

○階委員 はい、まとめますけれども、要は、六十二条二項、今回の新しい原則逆送の条文で、短期一年以上の範囲で原則逆送にしたんだけれども、そうすると、選挙犯罪がそれに満たないものがあるから、漏れちやうわけですよ。そうすると過去の公職選挙法の規定と矛盾しちゃうから、両方とも入れなくちゃいけなかつたという無理なたてつけになつていると思いますよ。

この矛盾を引き続き指摘していただきたいと思いますし、今日の答弁でも、選挙の公正の確保ということは少年法の中でも重視されているということがよく分かりました。

そうであるならば、河井事件の被買収者側について、選挙の公正を確保するために、検察の処分、しっかりと、早期に明らかにしてください。

以上申し上げまして、終わります。